

## 高岡地区広域圏事務組合理事会規程

平成5年2月10日規程第1号

改正 平成17年11月1日訓令第2号

改正 平成19年3月29日訓令第1号

改正 平成26年3月31日訓令第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、高岡地区広域圏事務組合理事会（以下「理事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、理事長は、あらかじめ理事に対し招集の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を通知しなければならない。

### (議事)

第3条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事が過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

### (議事録)

第4条 理事会の議事については、会議の次第及び出席した理事の氏名を記載した議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には出席理事全員が署名しなければならない。

### (事務の委任)

第5条 理事会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を理事長に委任する。

(1) 組合運営の基本方針に関すること。

(2) 広域活動計画の策定及び実施計画に関すること。

(3) 例規の制定又は改廃に関すること。

(4) 予算、決算その他の議会を経るべき議案等の決定に関すること。

(5) 議会の権限に属する事項の専決処分に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事務で理事会の決定に係らしめる必要があるとみとめられるもの

### (幹事会)

第6条 理事会に付議すべき事項を協議するため、理事会に幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市の副市長をもって構成する。

3 幹事会に代表幹事を置く。

4 代表幹事は、理事長の属する市の副市長をもって充てる。

5 代表幹事は、幹事会を主宰する。

(細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日訓令第2号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。